

消費生活相談窓口

☎044-200-3030

- 相談時間 月～金曜日 9:00～16:00 / 土曜日 10:00～16:00
*日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く
*金曜日は電話相談のみ19:00まで受付
*土曜日は電話相談のみ受付
*来所にてご相談希望の方は、事前に電話でご予約ください
- 対象 市内在住・在勤・在学の消費者
- 方法 電話または来所

消費者ホットライン

☎局番なし 188 いやや!

*川崎市在住の場合、川崎市消費者行政センターにつながります

電子メール等による相談

専用フォームから電子メール等による相談をお受けします。詳細は、ホームページをご確認ください。

メールマガジン配信サービス

「かわさき消費生活メールマガジン」を配信しています。消費生活に関する相談事例や講座、イベントなどの情報を発信しています。



登録はこちらから

川崎市消費者行政センター

〒210-0006 川崎市川崎区砂子1-8-9 川崎御幸ビル5階
事務室 電話044-200-2262 FAX044-244-6099

ホームページ [川崎市消費者行政センター](#)

令和7年3月発行



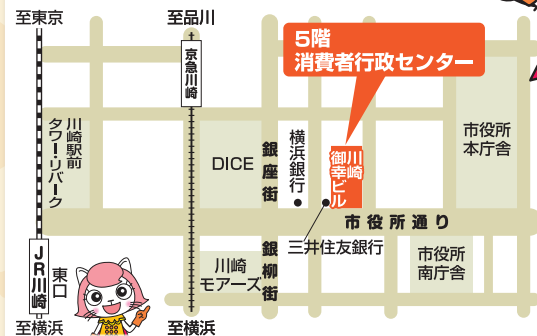
Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

消費者トラブル に注意!

消費生活のトラブルで困ったときは、
川崎市消費者行政センターにご相談ください。



044-200-3030

相談窓口
電話番号

月～金曜日9:00～16:00 / 土曜日10:00～16:00
*日曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く
*金曜日は電話相談のみ19:00まで受付
*土曜日は電話相談のみ受付
*来所にてご相談希望の方は、事前に電話でご予約ください

消費者
ホットライン

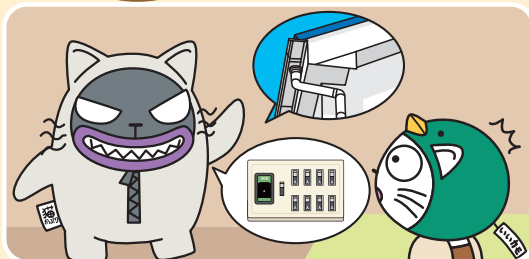
局番なし 188 いやや!

*川崎市在住の場合、川崎市消費者行政センターにつながります



ホームページ

事例1 点検商法



- 突然来訪した事業者から「屋根瓦がずれている」「無料で点検する」と言われ、高額な工事契約をさせられてしまった。
- 「分電盤の点検で伺いたい」と業者から電話がきて、無料ならと思い点検してもらったところ、「これは古い」「地震があったら漏電が怖い」と言われて新しい分電盤の交換工事をしたが、高額だった。

アドバイス

- 訪問販売で契約した工事は、契約書を受け取ってから、8日以内はクーリング・オフができます。
- その場ですぐに契約せず、工事等は複数の事業者から見積りをとりましょう。

事例2 電話勧誘販売



- 突然電話で「今なら産地直送でカニを半額にする」と勧められ、後日代引きの宅配便でカニが届いた。粗末な商品だったため返品したい。
- 「電気のプランを変更すると安くなる」と言われたので、契約している電力会社の下請けだと思い契約した。後日、書面が届いたら別の事業者との契約になっていたので解約したい。

アドバイス

- 電話勧誘販売で契約した場合、契約書を受け取ってから、8日以内はクーリング・オフができます。
- 事業者の話に不審な点があったり、強引に勧誘されたりする場合はきっぱりと断りましょう。

クーリング・オフについて

クーリング・オフとは 訪問販売など特定の取引の場合に、一定期間であれば無条件に契約を解除できる制度です。

クーリング・オフできる期間は下記のとおりです。

訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等も含む) …	8日間
電話勧誘販売 …	8日間
連鎖販売取引(マルチ商法) …	20日間
特定継続的役務提供(フスデミック、語学教室、家庭教師、学習塾、)	8日間
業務提供誘引 販売取引(内職商法、モニター商法) …	20日間
訪問購入(訪問買取) …	8日間

クーリング・オフ通知の記入例

必ず書面もしくは電磁的方法(メールなど)で通知します。ハガキの場合は、特定記録郵便または簡易書留で郵送します。両面をコピーして保管しておきましょう。電子書面も保存しておきましょう。

※クレジット契約をしている場合は、販売会社とクレジット会社に同時に通知します。

切手	郵便はがき □□□□□□	○ ○ ○ ○ 株式会社 責任者 様	販売会社の住所
特定記録郵便			
契約年月日 ○年○月○日 商品名 ○ 販売会社名 ○ 契約金額 ○ 右記日付の契約は解除します。 支払た○円を全額現金し、商品を引き取ってください。 ○年○月○日 契約者住所 契約者氏名			
契約解除通知			